

寒さから水道管を守りましょう

気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。特に多いのは次のようなところです。

- ①水道管がむき出しになっているところ
- ②水道管が北向きにあるところ
- ③水道管のある場所が風当たりの強いところ

●水道管が破裂したとき

まず、止水栓をしめて水を止めます。そして、破裂した部分に布かテープを巻き付けて応急手当をしてから、最寄りの水道工事店へ修理を申し込んでください。

●水道が凍って出ないとき

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。熱湯をかけると破裂やひび割れをすることがありますので、ご注意ください。



問い合わせ 上下水道料金お客様センター
☎ 22-2257 FAX 22-2254

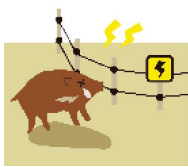
令和3年度有害鳥獣侵入防止柵貸与事業

イノシシ、シカなどによる中山間地域の農作物被害を防止するため、3戸以上の農業者が共同で侵入防止柵を施工・管理する場合に、必要な資材をお貸しします。

貸与の条件や申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※申し込み多数の場合は、貸与できないこともあります。

申請期限 2月19日(金)



問い合わせ 農林業振興課
☎ 22-2228 FAX 22-2237

びんの出し方について

●資源ごみの場合

食用油、飲料・食用に使われていたびんは、資源ごみとして出してください。

- ・無色透明びん
- ・茶色びん
- ・その他色付きびん

の3種類に分けて、1種類ごとにびん専用袋または共通専用袋に入れて、□の欄にマークしてから指定日に出してください。

下の写真のようにびんの口が透明であれば、表面がすりガラス状や色つきでも透明びんとして出してください。



●もやせないごみの場合

割れたびん、耐熱ガラス、化粧品や農薬のびんは、もやせないごみとして出してください。

問い合わせ 運転管理センター
☎ 25-2111 FAX 25-2112

令和3年度市立小・中学校入学

令和3年4月に市立小学校、中学校に入学する子どもの保護者の方に、学校教育課(東館3階)から1月末までに入学通知を送付します。入学届に記名押印の上、2月末日までに、指定された学校へ提出してください。

小学校入学該当者

平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

中学校入学該当者

平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ

なお、入学しがたい事由がある場合や、指定された学校以外の学校へ入学することを希望する場合は、学校教育課へ申し出てください。

問い合わせ 学校教育課
☎ 22-2273 FAX 22-2270



あいぽーと徳島 サテライト講演(公演)会・映画上映 2020年度第4回吉野川市人権講座

とき 2月13日(土) 受付 午後1時30分から
上映 午後2時～3時20分

ところ 嶋島公民館江川わくわくホール
※駐車場に限りがありますので、なるべく乗り合わせてお越しください。

定員 150人 入場料 無料
申込方法 郵便・ファクシミリ・メール

申込記入内容 氏名・住所・
連絡先電話番号

申込期限 1月29日(金)

※応募多数の場合は抽選

問い合わせ・送付先

あいぽーと徳島

〒770-0873

徳島市東沖洲2丁目沖洲マリナターミナルビル内

徳島県立人権教育啓発推進センター(あいぽーと徳島)

☎ 088-664-3719

FAX 088-664-3727

Eメール info@aiport.jp



問い合わせ 人権課・人権教育推進協議会
☎ 22-2229 FAX 22-2260

令和3年度小規模工事等受注希望者の登録申請について

本市が発注する小規模な工事などの受注を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注拡大を図ることを目的とした『小規模工事等受注希望者登録制度』の登録申請を受け付けます。

対象となる工事 1件が20万円未満の軽易な工事や修繕など

※登録要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

受付期間 2月1日(月)～3月22日(月)
(土・日・祝日は除く)

問い合わせ 監理課
☎ 22-2252 FAX 22-2239

吉野川市パートナーシップ宣誓制度を開始します

吉野川市では、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認に関わらず、誰もが個人として尊重される社会の実現を進めています。その取り組みの一環として、「吉野川市パートナーシップの宣誓に関する要綱」を制定しました。

この制度は一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約束したことを、吉野川市が公に証明するものです。

法的な効果(婚姻関係、相続など)が生じるものではありませんが、この制度の導入をきっかけとして、多様な性について知っていただき、取り組みを広めることで、誰もが自分らしく生きていくことができる「人権の花咲くまち吉野川」を目指します。宣誓は事前予約制です。宣誓を希望する方、制度の詳細については人権課(本館2階)までご連絡ください。

※性的マイノリティとは…同性愛の人、両性愛の人、「身体の性」と「心の性」が一致しない人などのこと。

問い合わせ 人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

木造住宅新築補助事業の終了について

本市で実施してきた市有林の間伐材の一部を丸太または正角材として新築の木造住宅に支給する補助事業は、市有林の残存森林資源状況やこれまでの支給実績などを鑑み、行財政改革の一環として令和2年度末をもって終了することとなりました。

令和3年3月までは引き続き実施しますので、詳しい内容や要件などについては、農林業振興課事業係まで問い合わせください。

問い合わせ 農林業振興課
☎ 22-2223 FAX 22-2237



登録用 二次元コード